校長室から
（R元年度）
ひがしなら通心
茨木市立東奈良小学校　川上　隆　No．45
令和元年１１月１８日（月）発行

ある新聞記事より
毎日小学生新聞１１／１６より

水曜日の勉強会

法律の話なんて、コラムに書いても、きっとだあーれも読まないよ。だって小学生にはカンケイないし、法律なんて、はっきり言ってつまらないもん！　そう編集長は思っていました。

水曜日までは。

◇◆　◆◇

10月25日（一部地域26日）の毎小1面に、「こども六法」という本を書いた山崎聡一郎さんが登場したのを覚えていますか。その山崎さんからメールをいただきました。「いじめを防ぐための法律の勉強会を開きます。参加しませんか」

標高795㍍にある兵庫県神戸市の六甲山小学校では、まきストーブに火をともしました。みんなで一緒に温まっています＝10月24日

いじめは法律違反です

山崎さんといえば、26歳の若手研究者です。小学校5、6年生の時、骨折するほどのいじめを受けました。「あの時、もし自分に法律の知識があれば、自分を守れたかもしれない」。そう考えて、重要な六つの法律を子どもにも分かるように解説した「こども六法」を書きました。それだけではありません。中学生のころ、山崎さん自身が「いじめる側」にまわってしまった経験もあるといいます。

どんな勉強会なのか。水曜日に行ってみました。

山崎さんは「六法ではないけれど、あえて『こども六法』で紹介した法律があります。『いじめ防止対策推進法』です。いじめは起きる。でもここに書いてあることを学校がちゃんとやれば、いじめが深刻化するのは防げると思います」と話していました。

私もこの法律は知っていました。でも、全部ちゃんと読んだことはありません。早速、読んでみました。

「第４条　児童、生徒は、いじめを行ってはならない」

みなさん、知っていましたか？　いじめは法律ではっきり禁止されているんです。

第2条には「いじめとは」とあって「児童、生徒が心身（心と体）の苦痛を感じているものをいう」としています。つまり、いじめた側が「いじめるつもりじゃなかった」とか「悪気はなかった」と言っても、それは関係ない。「いじめられた側」が「苦しい」「つらい」なら、それは「いじめ」でしょ、ということです。

このほかこの法律には、いじめを早めに発見するために学校は定期的にアンケートなど調査をすること▽いじめには先生がチームを組んで対応すること▽「いじめる側」を教室から出すなど、「いじめられた側」が教室で安心して勉強できるようにすること▽「いじめた側」が物やお金を取ったり、暴力をふるったりなどの犯罪にあたる行為をした時は、警察に通報すること――などが書かれています。

これ、いじめっ子に読んでほしいな。いじめをする気がなくなるんじゃないかな。

今、いじめられている子にも読んでほしいな。あなたは全然悪くない。いじめる側が悪いんだ。「つらい」「いやだ」って、お父さんやお母さん、先生に言っていいんだよ。むしろ、どんどん言った方がいいんだ。

知って、役立てる。これが本当の、勉強するってことじゃないかなと思います。

【編集長・太田阿利佐】

きょうの紙面

3面に　6さいからのニュース　©あきやまただし
ひふみんからの挑戦状　2面
1手詰め
15歳のニュース　5面から
氷上4回転バトル
ニュースでJUMP！　9面
新ノーベル賞

おめでとうございます！

昨日、茨木市立生涯学習センターきらめきホールにて、茨木ライオンズクラブ主催の第32回国際平和ポスター・コンテスト表彰式が行われました。
３千数百枚の応募があり、本校からは６年生の森部奈桜さんが銅賞に入賞し、表彰されました。おめでとうございます！
あと、６年生の樋口洸史郎さん、福井和華葉さん、日下部萌音さん、佐々木優美さん、寺尾奏音さんが佳作に入賞し、作品が展示されていました。

第32回国際平和ポスター・コンテスト表彰式